

史跡若松城跡ライトアップ業務委託プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、史跡若松城跡ライトアップ業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

史跡若松城跡ライトアップ業務

(2) 業務の目的

史跡若松城跡の照明演出による夜間観光の魅力向上により、夜間の鶴ヶ城公園への観光誘客を促進することで、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推進を図る。

(3) 業務の内容

別紙「史跡若松城跡ライトアップ業務委託要求水準書」のとおり

(4) 業務の履行期間

契約締結日から令和8年6月8日まで

(ライトアップ実施期間：令和8年4月1日から令和8年5月6日まで)

※ただし、ライトアップの開始日は、桜の開花状況により早まることがある。

(5) 委託料上限額

15,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 担当課

会津若松市観光商工部観光課 観光振興グループ

所在地：〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL：0242-39-1251

FAX：0242-39-1433

メールアドレス：kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

3 参加資格要件

本件業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「単独の法人等」という。）であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を市との間で行うものとする。

グループを構成する場合において、その構成員数は最大3者までとする。

本プロポーザルにおいて、単独の法人等又はグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加することはできない。

(1) 単独の法人等又はグループを構成する全ての者が、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。

(2) 単独の法人等又はグループを構成する全ての者が、参加意向申出書の提出期限の日から契

約締結までの間、継続して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 単独の法人等又はグループを構成する全ての者が、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 単独の法人等又はグループを構成する全ての者が、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 単独の法人等又はグループを構成する全ての者が、会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 単独の法人等又はグループのうちいずれか1者は、「電気工事」について建設業法に基づく建設業の許可を有すること。
- (7) 単独の法人等又はグループのうちいずれか1者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、資格者名簿の登録業種のうち「電気工事」に登録されていること。
- (8) 単独の法人等又はグループのうちいずれか1者は、「電気工事」について主任技術者（応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3か月以上であるものに限る）を配置できること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- (9) 単独の法人等又はグループのうちいずれか1者は、「電気工事」について建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2の規定による経営事項審査を受けていること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始（公告日）	令和8年1月5日（月）
質問書の受付期限	令和8年1月27日（火）17時まで
参加意向申出書の提出期限	令和8年2月2日（月）17時まで
参加資格確認の通知	令和8年2月4日（水）
企画提案書の差出期限日	令和8年2月9日（月）
企画提案書の配達指定日	令和8年2月12日（木）
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和8年2月17日（火）【予定】
選考結果の通知	令和8年2月下旬
契約締結	令和8年3月上旬

5 募集要項等の入手方法

募集要項、要求水準書、各種様式等については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

(掲載場所)

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）>各分野のページ（3公募（プロポーザル方式等））

6 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和8年1月27日（火）17時必着

(2) 提出先

2の(6)記載の担当課

(3) 提出方法

質問書（別紙様式1）によりFAX、郵送又は電子メール（様式添付）で提出すること。

FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、直接窓口に持参した場合は、受理しない。

(4) 回答

質問書に対する回答は、提出者あてにFAX又は電子メールにより随時回答するとともに、会津若松市ホームページに掲載する。なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記載事項の追加又は修正とみなす。

7 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出ること。

なお、10に定めるプレゼンテーション及びヒアリングの順番は、参加意向申出書の申込順とする。

(1) 提出書類

（別紙様式2）史跡若松城跡ライトアップ業務委託プロポーザル参加意向申出書

（任意様式）建設業法の許可の通知書又は許可証明書の写し

（別紙様式3）グループ協定書 ※グループによる参加の場合のみ

(2) 提出期限

令和8年2月2日（月）17時必着

(3) 提出先

2の(6)記載の担当課

(4) 提出方法

上記(3)宛てに、郵送又は電子メール（様式添付）により提出すること。電子メールの場合は、送付後、2の(6)記載の担当課へ確認の電話を行うこと。なお、直接持参した場合は、受理しない。

(5) 辞退方法

参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（別紙様式4）を郵送、電子メール又は持参により提出すること。

8 企画提案書の提出等

企画提案書は、7に定める参加意向申出を行い、参加資格の確認の通知を受けた者のみ、提出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

簡易書留郵便又は一般書留郵便の「配達日指定郵便」により、(2)に示す配達指定日に会津若松市役所に到着するよう郵送すること。直接観光課へ持参した場合は、受理しない。

(2) 配達指定日 令和8年2月12日（木）

(3) 郵便局窓口差出開始日 令和8年1月31日（土）

(4) 郵便局窓口差出期限日 令和8年2月9日（月）

※ 配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られているため、差し出す予定の郵便局で事前に期日の確認を必ず行うこと。

(5) 郵送先（郵便宛名として、封筒に記載すること）

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 観光課 行

「史跡若松城跡ライトアップ業務委託プロポーザル参加書類」在中

(6) 留意事項

簡易書留又は一般書留の配達日指定郵便以外の方法で郵送された企画提案書、上記(2)の配達指定日以外の日に到着した企画提案書は、郵便事情等の理由の如何を問わず失格とする。

(7) 提出書類

(別紙様式5) 表紙 (A4 1ページ)

(別紙様式6) 会社概要書 (A4 1ページ)

※グループによる参加の場合は、構成する会社ごとに1ページを作成すること。

(別紙様式7) 業務実施体制書 (A4 1ページ)

(別紙様式8) 類似業務の実績 (A4 2ページ以内)

(別紙様式9) 業務に対する考え方 (A4 1ページ)

(任意様式) 企画案 (A3 15ページ以内)

(任意様式) 全体工程表 (A3 1ページ)

(任意様式) 参考見積書 (A4 1ページ) ※内訳を記載すること。

(8) 提出部数

正本1部、副本7部。

※ただし、副本は正本の写しを可とする。なお副本には、提案者を判別できる社名、文字、ロゴ等は記載しない又は黒塗りとすること。

(9) 企画提案書作成上の注意点

① 企画提案書のうち、(別紙様式5～9) 及び見積明細書(任意様式)については、A4判縦置き・片面横書きに、企画案及び全体工程表(任意様式)については、A3判横置き・片面横書きとする。提出の際は、参考見積書(任意様式)のみ別冊とし、それ以外は全て左綴じで1冊にまとめる。

② 企画提案書の文字の大きさについては、図表や写真等を用いる場合も含め、文字等が十分判別できる適切な大きさや体裁に配慮すること。判別が困難な場合には当該箇所を0点とする。

③ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ること。

④ 企画提案書に未提出部分や記載漏れ、規定のページ数を超えたものがあった場合、当該項目の得点を0点とする。

(10) 企画提案書の取扱い等

① 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

② 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ④ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

9 失格又は無効

次のいずれかに事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 提案書が配達指定日以外の日に到着した場合
- (2) 提案書が簡易書留郵便又は一般書留郵便の「配達日指定郵便」以外の方法で郵送された場合その他募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合（軽微と認められる誤りを除く。）
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 募集要項等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合
- (5) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (6) 市職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合
- (8) その他募集要項等に定める条件（軽微なものを除く。）に違反したと認められる場合

10 受託候補者の選定

(1) 選定主体

会津若松市「史跡若松城跡ライトアップ業務委託プロポーザル選考委員会」が評価を行うものとし、評価に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、7に定める参加意向申出書の申込順とする。

(2) 評価基準及び配点

別に定める史跡若松城跡ライトアップ業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

(3) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングの実施

① 開催予定

令和8年2月17日（火）【予定】※参加順、集合時間その他詳細は後日改めて通知する。

② 場所

会津若松市本庁舎【予定】

③ 出席者

プロポーザル参加者側の出席者は1事業者あたり（グループによる参加の場合は、1グループあたり）3名以内とする。

④ 説明時間

各プロポーザル参加者1事業者あたり（グループによる参加の場合は、1グループあたり）30分以内とする（質疑応答時間は別途）。

⑤ 資料配布等

選考委員会では、事前に提出した企画提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する。

11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルに審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容については、市と受託候補者と要求水準書及び受託候補者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様書を定めるものとする。受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続

市は、会津若松市財務規則に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。また、契約締結に当たっては、同規則に定める契約保証金を会津若松市に納付しなければならない。ただし、同規則第105条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は、提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 会津若松市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあっては、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。
- (5) 本業務の受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承認を受けること。ただし、原則として再委託に係る経費の合計が委託料総額の50%以上の再委託は認めない。
- (6) 本件プロポーザルに関して、天災地変があった場合、プロポーザル参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、プロポーザルを公正に執行できないと判断されるときは、プロポーザルを延期または中止することがある。その場合における損害は、参加予定者の負担とする。